

市町実態調査結果

平成30年7月30日

市町担当者緊急対策会議

- 1 -

外 外
号 号
危 政
交 政
管 号
部 号
対 号
策 号
会 号
議 号
平 号
成 号
3 号
0 号
年 号
7 号
月 号
1 号
3 号
日

各市町長 様

静岡県危機管理部理事（防災対策担当）
交通基盤部政策監

平成30年7月豪雨を受けての市町の実態調査について（照会）

日頃から、本県の危機管理に係る推進について、格別の御指導、御協力を
いただき厚く御礼申し上げます。

今回、西日本を中心とした豪雨により甚大な被害が発生しました。本県に
おいては、「水防災意識の再構築」に向けた取組を大規模氾濫減災協議会等
進めているところであり、取組を速やかに実行する必要があります。

今回の災害は本県でも十分起こる可能性があることから、同規模の災害が
県内で発生したことを想定していただき、別添の調査項目や、各市町で対策
を進める上での課題やその解決に必要な事項、要望等について回答いた
だきたいと思っております。

つきましては、下記のとおり調査を行いますので、提出願います。
なお、いただきました回答につきましては、今後の対応や予算措置等の参
考にさせていただきますとともに、今後予定している市町との意見交換会での資
料に活用させていただきます。

御協力のほどよろしく願います。

記

- 1 調査内容 別紙1、別紙2による
- 2 提出期限 平成30年7月20日（金）
- 3 提出方法 危機対策課メール（saitai@pref.shizuoka.lg.jp）
へ送付願います。

担 当 危機対策課 山田・増島
政策監付 伊豆川・杉山
電話番号 054-221-3729（危機対策課）
054-221-3533（政策監付）

- 2 -

アンケート調査票

前提条件

平成30年7月豪雨による災害が各市町内で発生したことを想定していた
だき、各調査項目について回答をお願いします。なお、対象とする災害には
水害に加えて土砂災害も含めます。

調査項目

(1) 避難勧告等の発令基準

- (1-1) 見直しの必要性の有無
有 (1-2へ)・無 (2へ)
- (1-2) 見直しが必要な具体的な内容

1 3 1

(2) 特別警報発表時の防災体制

- (2-1) 特別警報発表時の防災体制が決まっている
済 (2-2へ)・未 (2-3へ)
- (2-2) 見直しの必要性の有無
有 (2-3へ)・無 (3へ)
- (2-3) 見直しが必要な具体的な内容

(3) 気象情報や避難勧告等の伝達方法

- (3-1) 伝達方法が決まっている
済 (3-2へ)・未 (3-3へ)
- (3-2) 見直しの必要性の有無
有 (3-3へ)・無 (4へ)
- (3-3) 見直しが必要な具体的な内容

(4) ホットライン

- (4-1) ホットライン体制の見直しの必要性
有 (4-2へ)・無 (5へ)
- (4-2) 見直しが必要な具体的な内容

(5) 浸水想定等に対応した避難場所

- (5-1) 浸水想定等を考慮した避難所を設定している
応 (5-2へ)・否 (5-3へ)
- (5-2) 浸水想定等を考慮した避難所を周知している方法

- (5-3) 避難所を設定できない理由

(6) 水害等リスクの高い地域

- (6-1) 水害等リスクの高い地域を住民が把握していると思うか
応 (6-2へ)・否 (6-3へ)
- (6-2) どのように住民に周知しているか

- (6-3) どのような方法で住民に周知したらいと思うか

(7) 要配慮者利用施設への情報伝達

- (7-1) 要配慮者利用施設への情報伝達方法を確立している
済・未
- (7-2) 要配慮者利用施設へ情報伝達するタイミングが決まっている
済・未
- (7-3) 要配慮者利用施設へ情報伝達に関する課題

(白紙)

(8) 要配慮者利用施設における避難確保計画

- (8-1) 避難確保計画の作成が予定通り進んでいるか
 応 (8-2へ)・否 (8-3へ)
- (8-2) 予定通り進捗している要因となる取組

(8-3) 課題となっている事項

(9) 風水害を想定した訓練

- (9-1) 風水害を想定した訓練を市町独自で実施している
 応 (9-2へ)・否 (9-3へ)
- (9-2) どのような訓練を実施しているか

(9-3) 実施していない理由

(1) 避難勧告等の発令基準1

<概要>

適時・適切に避難勧告等を発令するためには、予め具体的な避難勧告の発令基準や伝達の方法などを定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の整備が必要。

<ガイドラインの主な改訂>

H17.3 ガイドライン策定(H16一連の災害)

H26.4 屋内安全確保の明示。避難勧告等は空振りを恐れず早めに出すことを強調。(東日本大震災・H21佐用町)

H27.8 避難準備情報の活用。屋内安全確保の周知。(H25伊豆大島、H26広島市)

H29.1 ガイドラインの改訂(H28台風第10号岩手県岩泉町)

●内容の充実

- ① 避難勧告等を受け取る立場に立った情報提供の在り方
- ② 要配慮者の避難の実効性を高める方法
- ③ 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町の体制構築

(1) 避難勧告等の発令基準2

<主な意見>

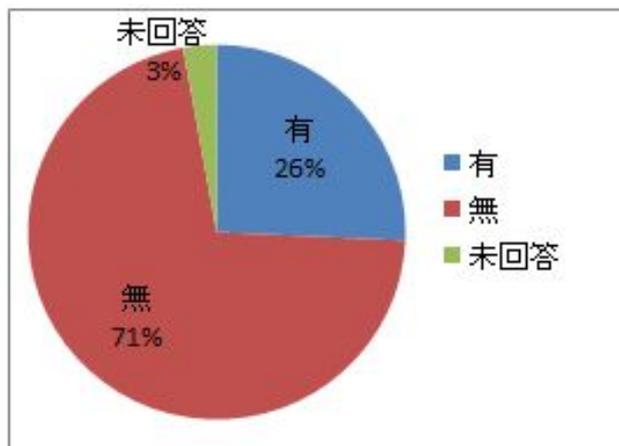
●複数指標で総合的に判断するものとなっているため、具体的に明確な判断基準が必要。

●大雨特別警報により、水位や土砂警による発令基準を繰り上げる等の対応を取るべきか今後検討が必要。

●想定最大規模に対する避難勧告等発令対象範囲の見直し

●避難準備・高齢者等避難開始の早めの発令について検討

(1-1) 見直しの必要性の有無



(2) 特別警報発表時の防災体制1

(H25.10.10危対第99号より)

3 特別警報発表時の対応

- 災害対策本部の設置
- 迅速かつできるだけ多くの手段による住民周知
- 避難勧告等の発令と住民の命を守る行動を支援

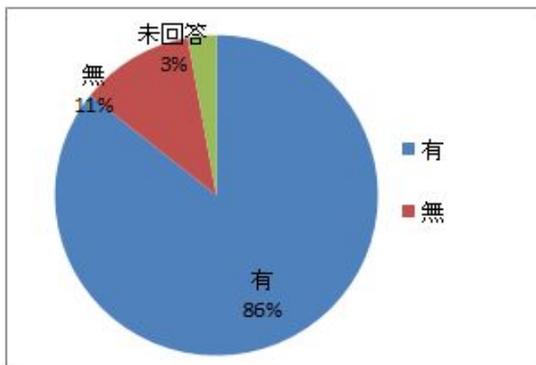
5 防災計画への位置付け

対応を具現化するために、各種防災計画(地域防災計画、水防計画、避難判断マニュアル等)へ位置付ける。また、『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』は、実績や他市町の住民避難事例などを考慮し、特に被災形態や避難時の事態の進展状況・時間帯などに応じた避難行動の観点から適宜修正を行い充実化に努めること。

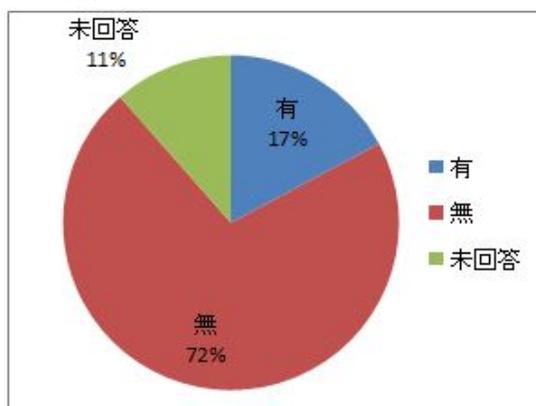
- 9 -

(2) 特別警報発表時の防災体制2

(2-1) 特別警報発表時の防災体制が決まっている



(2-2) 見直しの必要性の有無



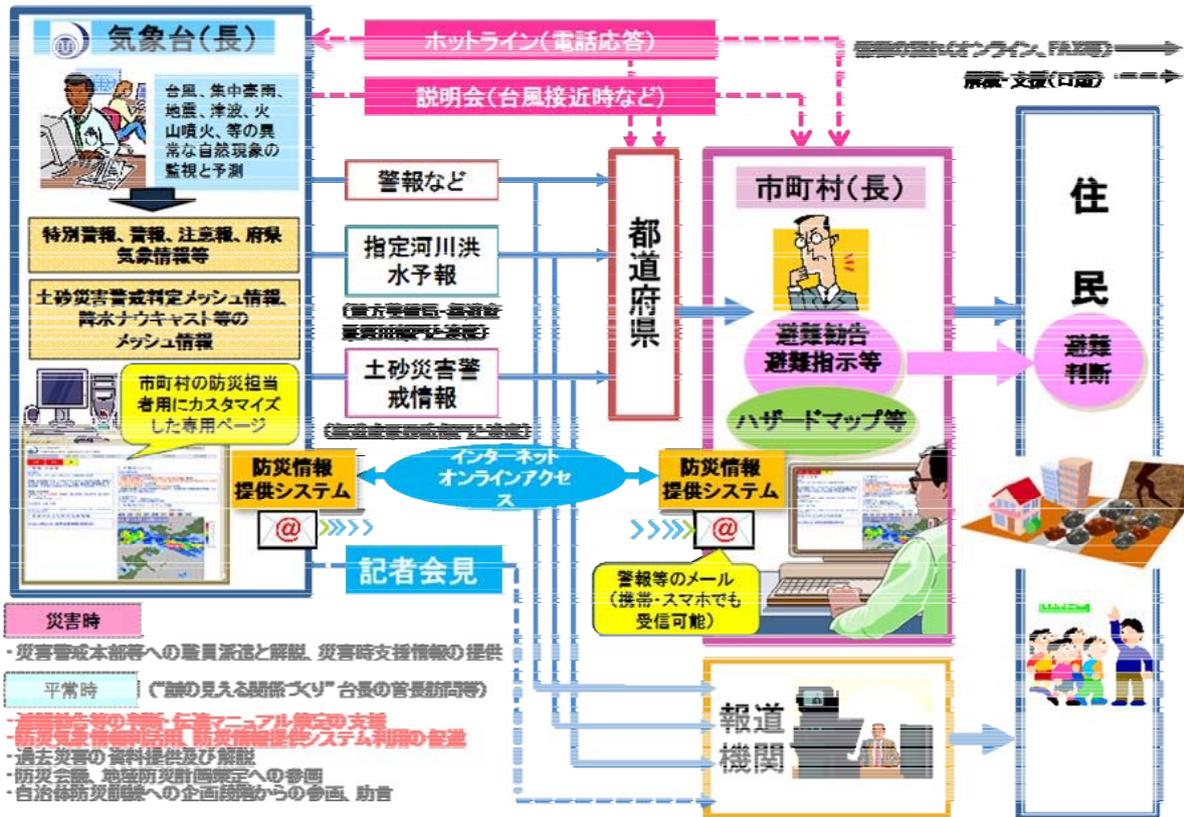
<主な意見>

● 特別警報発表時、全職員参集の災害対策本部体制であるが、より切迫した事態となっている中で、職員の参集可否や参集後の対応等について、再度検討する必要がある。

● 特別警報発表時の防災体制について、マニュアル等への掲載を検討

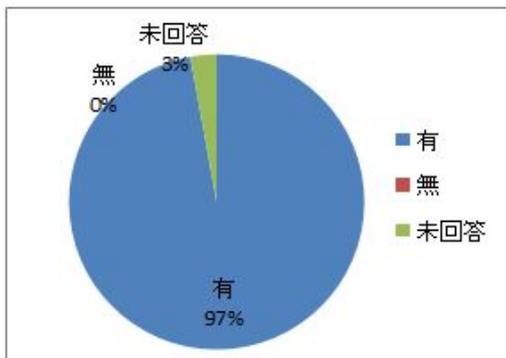
- 10 -

(3) 気象情報や避難勧告等の伝達方法1

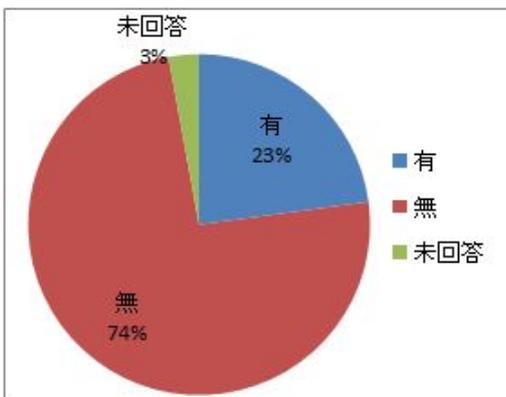


(3) 気象情報や避難勧告等の伝達方法2

(3-1) 伝達方法が決まっている



(3-2) 見直しの必要性の有無



< 主な課題・意見 >

- 防災行政無線の防災ラジオは希望者にのみ販売のため、**確実な伝達方法に懸念**
- **個別に伝えることができる伝達手段(携帯電話アプリ等)が必要**
- ウェブサイトへの公表方法
- **伝達内容(文言等)**
- 住民自らが情報を得られるシステムの導入。(簡易水位計による水位観測等)

(4)ホットライン1

<概要>

平成28年8月の台風による豪雨では、岩手県の管理する河川において、市町村長が河川の状況を把握することができない状況下で甚大な被害が発生した。

<ホットライン構築に関する経緯>

H17年～：国管理河川で、河川事務所長から市町村長に対して直接連絡する仕組み(ホットライン)を構築

H29.2 「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」策定

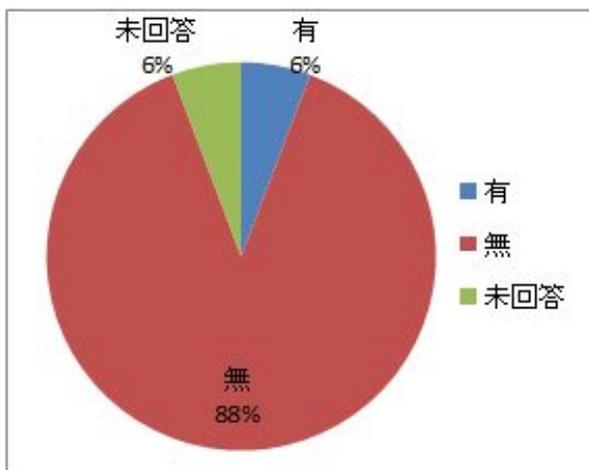
●現在の状況

県は、平成29年6月に関係市町とホットライン構築を完了
河川管理者(土木事務所長)⇔市町長等(洪水予報、水位周知河川が存する全市町)

13

(4)ホットライン2

(4-1)ホットライン体制の見直しの必要性



<主な課題・意見>

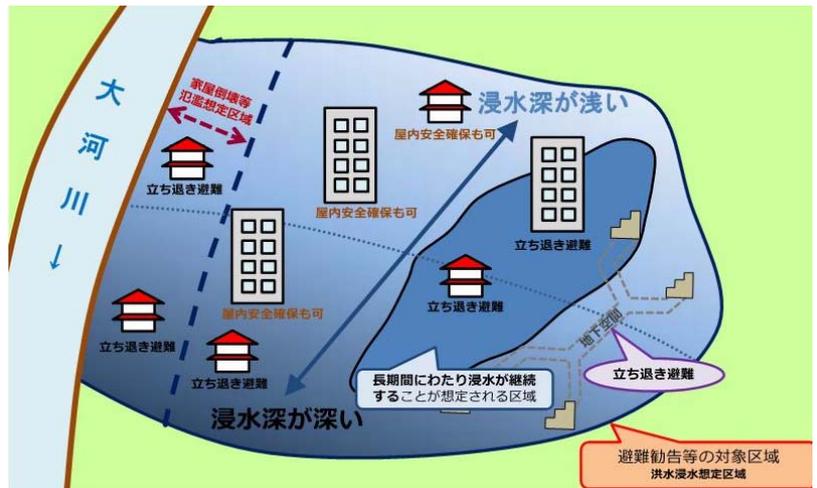
●国、県の見直しがある場合、見直しが必要と思われる。

(5) 浸水想定等に対応した避難場所1

＜水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月国交省水防企画室)P15＞

市町村は水防法等に基づき想定最大規模の水害に係る浸水想定等に対して、当該市町村の避難場所等や広域避難等も念頭に避難計画を検討し、その結果を水害ハザードマップに反映する。

ただし、洪水、内水、高潮については、想定最大規模の水害と計画規模等の水害で避難者数や安全な避難場所等が大きく異なる等、毎回想定最大規模の水害に対する避難をすることが困難かつ現実的でないと考えられる場合は、1次避難場所から安全に2次避難場所への避難ができるような移行判断基準、2次避難場所等及びそこへの移動手手段等を検討した上で、計画規模等の水害に対する避難計画を水害ハザードマップに反映することも考えられる。

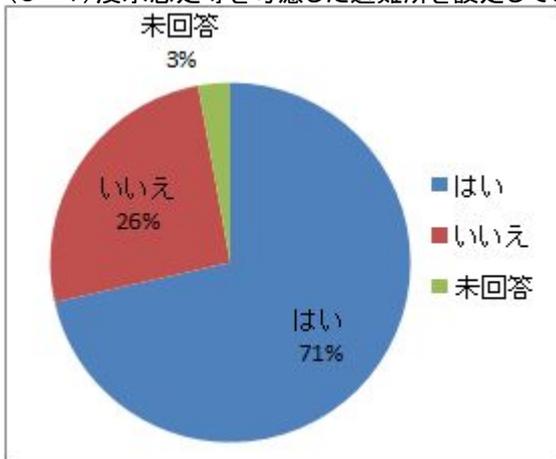


避難勧告等に関するGL②P11より

- 15 -

(5) 浸水想定等に対応した避難場所2

(5-1) 浸水想定等を考慮した避難所を設定している



＜主な周知方法＞

- HMの全戸配布、HP掲載
- 住民説明会等
- 浸水想定区域外に出ている避難先を指定避難所に拘る必要は無いことの周知

＜主な課題・意見＞

- 避難所が圧倒的に不足
- 土砂災害警戒区域が、浸水想定区域を囲んでいるため、避難所に適した場所の選定が難しい
- 浸水区域が広いいため、近隣かつ浸水区域外の施設を選定することが困難
- 浸水想定区域にある地区センターは対策を考えている

- 16 -

(6) 水害等リスクの高い地域1

<概要>

水防法により国及び県は洪水による被害が想定される河川を指定。当該河川について市町が避難勧告等を判断する目安となる水位を通報及び公表している。

<県及び市町の対策>

- 県は洪水の相当な損害を生じるおそれがある河川として洪水予報河川を5河川、水位周知河川を42河川を指定
※都田川は重複
- 県は当該指定河川の「浸水想定区域」を指定、公表
(L2対応は19河川が完了、残る27河川は作業中)
- 市町は、市町地域防災計画に「浸水想定区域」ごとに警戒避難体制を定め、ハザードマップを作成

(6) 水害等リスクの高い地域2

<概要>

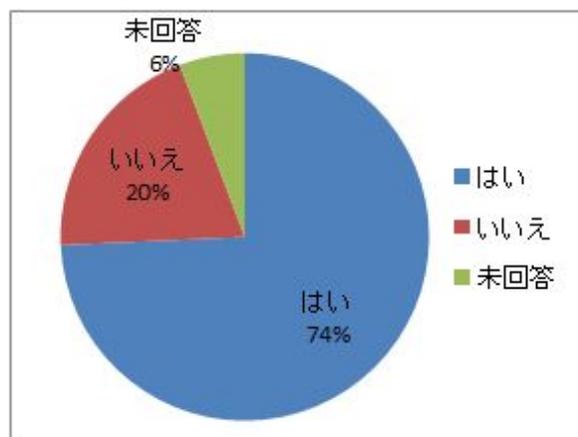
土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

<県及び市町の対策>

- 県は「土砂災害警戒区域」を指定、公表
- 市町は、市町地域防災計画に「土砂災害警戒区域」ごとに警戒避難体制を定め、ハザードマップを作成
- 県は災害対策基本法60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため「土砂災害警戒情報」を関係ある市町の長に通知

(6) 水害等リスクの高い地域3

(6-1) 水害等リスクの高い地域を住民が把握していると思うか



<主な周知方法>

- HMの全戸配布、HP掲載
- 避難所連絡会で、浸水想定区域図の説明及び配布
- まち歩きなどによる住民自らが地域の危険箇所を知る取組
- 自主防災会による地区防災マップ作り
- 自主防災会議、出前講座等での周知。

<主な提案>

- 総合防災訓練など地域住民が集まる機会にHM等を用いて説明する。
- 浸水深が深い場所や家屋倒壊等氾濫想定区域などの立退き避難が必要な区域は、土砂災害と同様に法律で指定して、不動産の売買等に説明責任を課すなどの法整備が必要。

- 19 -

(白紙)

- 20 -

(7) 要配慮者利用施設への情報伝達1

<概要>

- ・H29.5水防法等の一部を改正する法律が施行
- ・要配慮者を確実に避難させられるよう、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を国交省と厚労省が共同により作成

【市町村の事務】

- ・洪水予報や土砂災害に関する情報等を施設の所有者等への伝達(水防法第15条第2項、土砂災害防止法第8条の2第3項)

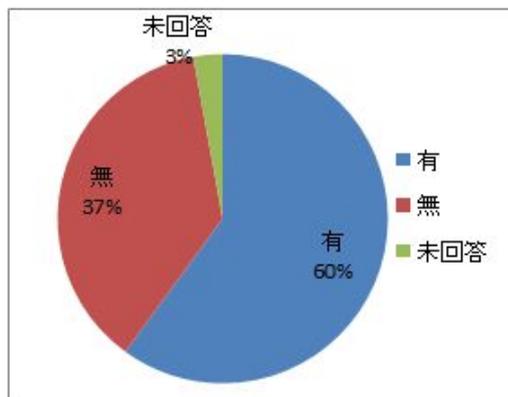
【着眼点】 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアルP6

□ 施設の所在する地域を洪水浸水想定区域として持つ河川の洪水予報等、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、①誰が、②どうやって、③何を収集(伝達)するか明確に記載されているか

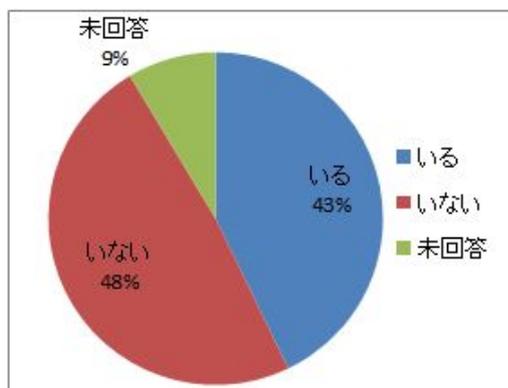
- 21 -

(7) 要配慮者利用施設への情報伝達2

(7-1) 要配慮者利用施設への情報伝達方法を確立している



(7-2) 要配慮者利用施設へ情報伝達するタイミングが決まっている



<主な意見>

- 情報伝達方法及び伝達をする部課の確定
- 今まで情報伝達について施設側と協議したことがない
- 情報伝達のタイミングが全員同じであること
- 通信訓練を行っていないため、速やかに情報伝達できるかが課題。
- 各施設が自発的に情報収集する意識付けが重要。防災啓発に注力すべき。

- 22 -

(8) 要配慮者利用施設における避難確保計画1

<概要>

洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者等の確実な避難確保を図る。

<水防法、土砂災害防止法による主な内容> (H29.6改正)

- ①避難確保計画の策定
- ②計画に基づく避難訓練の実施

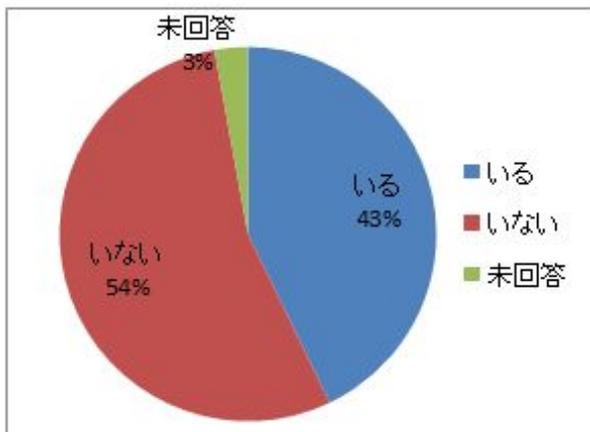
●担保措置の創設

- ①避難確保計画を作成しない施設管理者等に対して、市町長は必要な指示を行うことができる。
- ②正当な理由がなく、指示に従わないときはその旨を公表することができる。

- 23 -

(8) 要配慮者利用施設における避難確保計画2

(8-1) 避難確保計画の作成が予定通り進んでいるか



<進捗の要因>

- 避難確保計画のひな型を配布
- 施設に対して直接作成指導等を実施
- 対象施設に対し説明会開催

<主な課題・意見>

- 避難確保計画の作成を義務付ける施設の選定
- 選定による風評被害を懸念
- 法改正内容等の正しい理解の促進
- 活用しやすいように、静岡県GIS上で浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間などを表示
- 県の民生教育部局からも各施設や市の民生教育部局にも働きかけを願いたい
- 避難支援者の確保
- 医療施設の調整(医師会との調整に時間を要する。)
- 避難確保計画の作成を指導又は対応する職員の人材不足

- 24 -

(9) 風水害を想定した訓練1

『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画』

(平成29年6月20日国土交通省)

【実施する施策】

避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)

⇒水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。

『大規模氾濫減災協議会』

【具体的な取組】

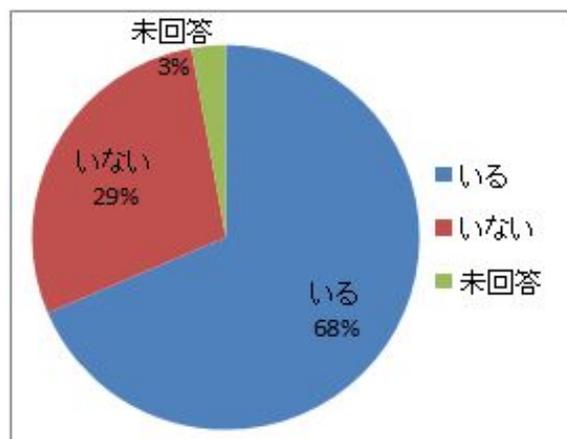
避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検

⇒避難勧告等の発令を想定した水害版図上訓練を実施し、発令基準の点検及び見直しを図る。

- 25 -

(9) 風水害を想定した訓練2

(9-1) 風水害を想定した訓練を市町独自で実施している



＜主な意見＞

●今年度中に、風水害を想定した災害対策本部運営訓練を予定

●浸水想定区域図が作成されていなかったため未実施

●水防訓練において、災害対策本部内での情報の流れを確認し、要配慮者利用施設へは避難情報の伝達訓練を実施

●要配慮者利用施設が作成した避難確保計画に基づく情報伝達訓練、避難訓練の実施

●バス会社と協定を結び、施設から避難所への輸送訓練を行っている。

●地域住民、消防団と連携し、避難訓練や手作りハザードマップの作成

●人的対応力不足。

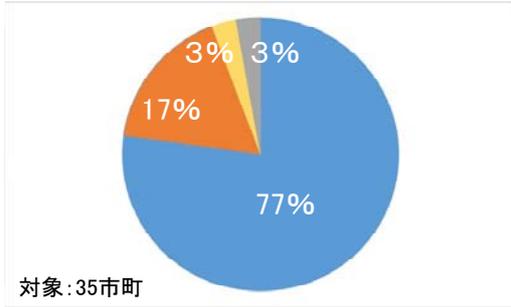
- 26 -

土砂災害警戒情報のプッシュ型情報提供に関する市町集計(速報)

◆土砂災害警戒情報のプッシュ型情報提供に関して、県内の市町を対象に取組内容のアンケート調査を実施

○携帯電話を活用した取組

図-1 緊急速報メール及び登録型メールの活用状況



対象:35市町

- 緊急速報及び登録型メールを活用
- 登録型メールのみを活用
- 緊急速報メールのみを活用
- 活用無し

図-2 土砂災害警戒情報の発信状況



対象:34市町

- 緊急速報及び登録型メールで発信
- 登録型メールのみで発信
- 緊急速報メールのみで発信
- 発信無し

○その他のプッシュ型情報提供の取組例

- ・同報無線を用いて、対象地区へ情報を提供
- ・避難対象地区の自治会長への電話連絡
- ・市町のホームページへの掲載

※緊急速報メール:
特定エリアの携帯電話等に一齐配信するもの
※登録型メール:
事前に登録を行った方に一齐配信するもの

3-3 報道機関との連携

- 報道機関と連携し、特別警報が発表された場合は、通常放送から災害情報放送に切り替えてもらう。
- 報道側の協体制制として、気象庁からの発表とともに、洪水ハザードマップ又は浸水想定区域図を周知する。(テレビデータ放送など)

3-4 情報の内容

- 避難情報発表の後押しとして、今後の雨量見込情報、河川水位見込情報を提供してほしい。
- 降雨時に市へFAXが送られてくるが、それによって何を市町に求めているか。

4 避難所、避難場所等

- 浸水区域、土砂災害警戒区域に指定された区域が多すぎて、避難できる場所が大幅に不足していることが明白であり、代替施設の確保も困難であることにより、ハザードマップの作成が大変困っている。市町の行政界を超えた広域避難体制の構築をお願いしたい。
- 避難所(避難場所)や避難路の整備
- 避難場所等設定についての助言
- 避難の際には、水・食料を持参して避難するなどの県内ルール作り

5 水害等リスク

5-1 浸水想定区域図等

- 県管理河川における想定最大規模の浸水想定区域図の早期の作成・公表を要望
- 中小河川の浸水想定区域の作成
- 新たに設定される県管理河川の浸水想定区域説明会を開催するに当たり、県職員の間席をお願いしたい。
- 「静岡県地理情報システム」で地図を拡大したり、浸水深・家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間などのレイヤを切り替えたりできるようにして頂く必要がある。
- 想定最大規模の洪水ハザードマップ更新(補助金の活用)

5-2 水位計等

- 水位計や雨量計、監視カメラ等の設置拡充
- 市独自でも水位計の設置を進める方向であり、財源上の措置を講じていただきたい。

要望事項(別紙2)のとりまとめ結果

要望事項

1 避難勧告

- 場合によっては、県が勧告を出せないか。

2 防災体制

- 市職員の人員を増員するタイミングが難しい。
- 記録的短時間大雨情報、特別警報等が発表される事態では、風水害においても、多くの業務が発生し、人員の援助を要する
- どこが一番危険なのか町では判断が困難なため、河川管理者の技術職員の派遣体制の確保をお願いしたい。
- 迅速な災害対応をするため、県の災害情報(担当部局)についても、市町へ情報配信していただきたい。

3 情報伝達手法

3-1 個別受信機等の補助

- 情報発信の多重化を図るためのモバイル放送システム等の整備費用。
- 豪雨時に同報無線の広報については、聞こえにくいことが想定されるため、戸別受信機(デジタル方式)、または、同様な受信機及びそのシステムに対する助成をお願いしたい。
- 維持管理経費になるとは思いますが、既存の同報無線の屋外子局等について、緊急で実施する点検及び修繕等に係る費用。

3-2 新システム

- 戸別受信機は高価であるため、防災ラジオなど安価で同報無線と連動したシステムはないか。
- 100%の情報伝達するためには、国や県レベルでの伝達手段(システム)等の検討・確立が必要である。
- 避難指示を発表する場合は、緊急エリアメールを流すといった県内でのルール決めを行い、県民に周知する。

5-3 水位周知河川等

- 水位周知河川の指定候補となっている河川について、早期の指定の完了
- リードタイムが確保できないと判断される場合、水位周知河川に指定できな
- きないと考えるが、現状で比較的危険度が小さい中小河川まで多数水位周知に指定されている。「水位周知河川の指定」や「ハザードマップの公表」にあたっては、市民（要配慮者利用施設）が実際に活用することを見据えていただくようお願いしたい。

6 要配慮者利用施設

- 要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成義務についての認識が施設管理者に少ないと思われるため、通知や説明会等の実施を検討していただきたい。
- 県の民生教育部局からも各施設や市の民生教育部局にも働きかけを願いたい。また、今後のスケジュールを立てる参考とするため、「現状でどのような働きかけをしているか」、「今後どのような働きかけをする予定か」取りまとめでご教示願いたい。

7 訓練

- 定期的な風水害対応訓練の実施（県、市町合同（30年6月に実施した形式）

8 ハード整備

- 狩野川第2放水路の整備
- 河川整備計画に示す河川改修の早期実施を希望する。

9 補助金

- 自主防災会への資機材補助の充実
- 時間雨量30mm程度で内水氾濫が発生する。これらへの対策事業を検討しているところ補助金の創設を希望する。

10 その他

- 被災市区町村応援職員確保システムの構築に伴い、応援市町側の経費負担に対する予算措置を明確してほしい。
- 災害救助の適用項目について、被災市から要請が、災害救助法の適用となっていないか分からないため、支援を躊躇する可能性がある。